

「郡評論争」とは、それまではだいたい信用できると考えられていた『日本書紀』は、実際には潤色が多分に含まれていて、どこまで信用できるか分からないとされるようになった大論争のことです。

具体的には、『日本書紀』に大化改新で制定されたと書かれている地方行政単位の「郡」は実際にはその時には制定されていないんじゃないか？つまり『日本書紀』のその部分は実際には信憑性が低いんじゃないか？ということに関する師弟対決の大論争です。日本の古代史研究のあり方を見直さなくてはならなくなったほどの大論争でした。

師である東大教授坂本太郎氏と弟子の同じく東大教授井上光貞氏(最初の論文発表当時はまだ教授ではなかった)の間で行われた論争です。

『日本書紀』には大化改新の時に地方行政単位として「郡(こおり)」を全国に設置したと書かれています。ところが各地の金石文(石碑など)には大化改新～大宝律令の間に「郡」があったことを示すものが一つもなく、逆に「評(こおり)」という名称が使われていました。どちらも読みは「こおり」ですが、漢字が違うわけです。従って大化改新で「郡」という漢字の「こおり」が設置されたのは本当は潤色で、実際には「評」という字の「こおり」だったのではないかと、従って『日本書紀』には潤色が多分に含まれており、これをそのまま信用することは危険ではないか、というのが井上光貞氏の説でした。なお、『大宝律令』以後は「郡」が使われていたことははっきりしています。

一方坂本太郎氏は『日本書紀』は歴史書なんだから多少の潤色が含まれているのは当然であるが、そこまで危険視しなくてもある程度は信用できるのではないかと、従って『日本書紀』に書かれている大化改新の記事もだいたい信用でき、「郡」という漢字の「こおり」もその時に設置されたとみていいんじゃないかと、という考えでした。井上光貞氏が根拠とする石碑などの金石文だって何かを記念するために作られたものですから、潤色が含まれるのも当然です。という考えでした。

そしてこの二人の論争にさらに多くの研究者が加わり、全国の古代史研究者を巻き込む大論争に発展しました。戦後間もなくの昭和20～30年代のことです。そうこうしているうちに、藤原宮跡において大化改新～大宝律令の間に使われたとある木簡が発掘されました。『日本書紀』も金石文も潤色が含まれている可能性があったのに対し、記念などではなく現場で使われていた木簡には潤色などしないことから、木簡に書かれていることは信憑性が非常に高いわけです。そしてその藤原宮で出てきた木簡に「評」という字の「こおり」が書かれていました。これで郡評論争には決着がつけました。これにより坂本太郎氏は自身の負けを認め、一方井上光貞氏は日本古代史学会において確固たる地位を築きました。

またこの決着により『日本書紀』は『続日本紀(しよくにほんぎ。『日本書紀』の続き)』など後の歴史書に比べ潤色の度合いがはなはだしく、どこまで信用できるか分から

ない、とされるようになり、日本古代史学会どころか日本の歴史を勉強するすべての人に衝撃をもたらしました。以後、大化改新はあったのかも含め、その内容は『日本書紀』に書かれていることを鵜呑みにできないために詳細は不明であり、その他にも以前は『日本書紀』に書いてあるから多分あったろうということがことごとく本当にあったのか再確認しなければならなくなったわけです。『日本書紀』以外の史料から証明されたことによって本当にあったことが分かったこともありますし、未だに本当かどうか分からないことも数多くあります。聖徳太子が実在したかどうか分からない、というのも郡評論争で『日本書紀』の信憑性が大きく低下したことが主要因です。

なお、この論争で敗れた坂本太郎氏ですが、「評」という名称が使われていた事はわかったが日本書紀は、なぜ大化改新から「評」を「郡」とわざわざ書き換えたのかわからない。と言ったそうです。50年以上繰り上げた理由は今も定かではありません。一方の井上光貞氏は、「郡」とあるのは「評」と書き換えればよろしいという立場をとりました。

実は、これ以外にも、日本書紀は、①「日本紀と日本書紀は同じなのか」②「日本書紀はいつ出来たのか分かっていない」という問題がありますが、今回は取り上げません。

六国史のみ（勅撰・天子の勅（みことのり）によって選したもの。すべて編年体です。）

・日本紀（現存していない） → 日本書紀（現存）のことでしょうか？。

- ・続日本紀
- ・日本後紀
- ・続日本後紀
- ・文徳実録
- ・日本三代実録

・現在では、記紀＝古事記＋日本書紀 のこととしていますが  
・書名の事実としては、書紀＝日本書＋日本紀の事と考えられます  
日本紀講筈（講書）  
721年 812年 843年 878年 904年 936年 965年

一方の「大化の改新」について、調べますと

大化の改新（読み）タイカノカイシン とは（通説）

大化元年（645）から翌年にかけて中大兄皇子（なかのおおえのおうじ）・中臣鎌足（なかとみのかまたり）が中心となって行った、蘇我氏打倒に始まる一連の政治改革。唐の律令制を手本として、公地公民制による中央集権国家建設を目的としたもの。皇族・豪族の私有地・私有民の廃止、地方行政制度の確立、班田収授の法の実施、租庸調などの統一的な税制の実施などをうたった改新の詔（みことのり）を公布。大宝元年（701）の大宝律令の制定によってその政治制度は確立した。とあります。

出典：デジタル大辞泉

公地公民（こうちこうみん）とは、大化の改新に始まる日本の飛鳥時代～奈良時代までの律令制が構築される過程において発生したとされる、全ての土地と人民は公 - すなわち天皇に帰属するとした制度である。また「改新の詔」については、『ウィキペディア』によりますと改新の詔（かいしんのみことのり）は、日本の飛鳥時代中期の大化の改新において、新たな施政方針を示すために発せられた詔。難波長柄豊碓宮で発せられたとされる。

この詔は『日本書紀』に掲載されている。従来はこれにより、公地公民制、租庸調の税制、班田収授法などが確立したと考えられていた。しかし、藤原京から出土した木簡により『日本書紀』に見える詔の内容は編者によって潤色されたものであることが明白になっている。とあります。 出典:『ウィキペディア (Wikipedia) 』

つまりこの時期に、公地公民制、租庸調の税制、班田収授法などが確立したと考えられていましたが、今は、検証しないとよくわからない（疑わしい）と考えられていることになります。しかしこの時期の前後で、改新の詔（かいしんのみことのり）に書かれている事柄が実際にあったか・なかったかと言われると社会が大きく変化した時期がありました。それは701年（大宝元年）です。すなわち大宝律令の実施がそれに当たります。

大宝律令（たいほうりつりょう）は、701年（大宝元年）に制定された日本の律令である。大宝律令は、日本の国情に合致した律令政治の実現を目指して編纂された。刑法にあたる6巻の「律（りつ）」はほぼ唐律をそのまま導入しているが、現代の行政法および民法などにあたる11巻の「令（りょう）」は唐令に倣いつつも日本社会の実情に則して改変されています。出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

この律令の制定によって、天皇を中心とし、二官八省（神祇官、太政官 - 中務省・式部省・治部省・民部省・大蔵省・刑部省・宮内省・兵部省）の官僚機構を骨格に据えた本格的な中央集権統治体制が成立した。役所で取り扱う文書には元号を使うこと、印鑑を押すこと、定められた形式に従って作成された文書以外は受理しないこと等々の、文書と手続きの形式を重視した文書主義が導入された。

また地方官制については、国・郡・里などの単位が定められ（国郡里制）、中央政府から派遣される国司には多大な権限を与える一方、地方豪族がその職を占めていた郡司にも一定の権限が認められていた。

さらに ここで、「評」について考えます。

藤原宮などの発掘によって大宝律令制定以前に書かれた木簡の表現は全て「評」と記されており、逆に「郡」表記のものが存在しないことが明らかとなった。このため、今日では大宝律令制定以前は「評」と表現される地方行政組織が存在したと考えられている。

昭和42年（1967年）12月、藤原京の北面外濠から「己亥年十月上球国阿波評松里□」（己亥つちのとい年は西暦699年）と書かれた木簡が掘り出された（右図）。これにより、それまでの郡評論争に決着が付けられたとともに、改新の詔の文書は『日本書紀』を編纂した奈良時代に書き替えられたことが明白になった。 注：上球「かみつふさ」の転「かづさ」

以上により、評から郡への切り替えは、701年（大宝元年）からと考えられます。



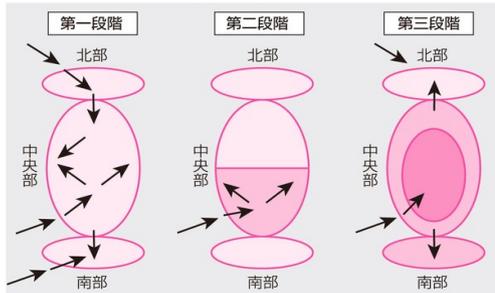
大化の改新（645年）及び改新の詔が発出されて、明治維新にみられるような具体的な社会の大変動は701年（大宝元年）大宝律令の実施しか該当がありません。  
つまり大化の改新（645年）及び改新の詔が発出されても、それは日本書紀に書かれているだけと云うことであり、それまでは実際に社会の大変動はなかったのです。

このため通説も変わり、645年の乙巳の変（いっしのへん）とは中大兄皇子・中臣鎌足らが蘇我入鹿を宮中にて暗殺して蘇我氏（蘇我宗家）を滅ぼした飛鳥時代の政変。その後、中大兄皇子は体制を刷新して大化の改新と呼ばれる改革を断行した。蘇我入鹿が殺害された事件を「大化の改新」と言う場合もあるが、厳密にはクーデター「乙巳の変」に始まる一連の政治制度改革が「大化の改新」であり「乙巳の変」は「大化の改新」の第一段階である。と説明せざるを得ません。これは55年かかったと言っていることになります。

つまり645年前後にはクーデター（朝廷内の権力闘争）しかなく、改新の詔の文書は『日本書紀』を編纂した奈良時代に書き替えられたことが明白になりました。このため実際の「維新」は、701年の大宝建元の年ではないかとの結論に行き着きます。



日本列島人の形成モデル



斎藤成也著「日本列島人の歴史」を基に作成  
 (北部=千島列島・樺太・北海道  
 中央部=本州・四国・九州 南部=南西諸島)

2021年のDNA研究成果によりますと、縄文から弥生にかけて（三段階渡來說）、弥生と特に古墳時代には、**多くの渡来人がやって来た**といえます。

このため弥生期には、各地で争いが起こり、縄文系Y染色体Dタイプを持つ男性の人口が激減しました。

そしてついに古墳期にはDNAが現代人とほぼ同じとなったと発表されました。FRONTIERS 2023.12.6 NHK BS  
 左図下：グラフ左から 縄文・弥生・古墳・現代

また日本列島の歴史（王権）の流れは、紀元前3世紀頃から渡来し九州及び西日本を支配した一族の一分家の近畿天皇家が、663年の白村江の敗戦のあと、701年大宝律令の実施（**大宝建元：確認されるただ一つの建元**）に伴い（注1）：『旧唐書くとうじょ』によると倭国から日本国となって、やがて現存する最古の史書「古事記・日本書紀」等を作りました。この中では、王朝・特に**天武天皇の正当性を繰り返し主張**しています。それから現在まで改元が継続しています。



ゲノムの特徴 比率で6割ほどになってくるので

王権・王朝に関して、さらに言えば、中国の史書『隋書倭国伝ずいしよたいこくでん』には、「魏より齊・梁に至り、代々中国と相通ず」と記載されており、これにより卑弥呼から「倭の五王」に至るまで同じ王朝であったこと、そして「タイ国も、即ち魏志のいわゆる邪馬台なる者なり（略）阿蘇山あり」とあるように、筑紫にあったと考えられます。しかし663年（天智3年）「白村江」の敗戦

の後（注2）倭国から徐々に主権が日本国に移り701年の日本国成立（大宝建元）とともに衰退していったと考えられます。これは『魏志倭人伝』『後漢書東夷伝』『宋書倭国伝』等も含め、金印で有名な倭奴国から倭国へさらに日本国への変遷を順次、物語っているものと考えられます。

（注1）：『旧唐書』日本国伝 読み下し文  
日本国の使者の言うことには、  
「我が国の国境は東西南北、それぞれ数千里あって西や南の境はみな大海に接している。東や北の境は大きな山があってそれを境としている。山の向こうは毛人の国である。」と言っている。と書いてあります。



これにより .. 倭国は九州・日本国は近畿と考えられます。。

（注2）：「白村江」の敗戦後に唐軍が九州に進駐していた日本書紀の記述については、  
①「日本書紀」671年の条に、「筑紫君薩夜麻（ちくしのきみ・さちやま）が唐から帰国した」とあります。白村江の敗戦後8年たち、ようやく「釈放・帰国」が許されたものと考えられ、この筑紫君薩夜麻らの帰国は、唐人2000人の「進駐」を日本側に告知（宣伝）する為だったと考えられます。

②また672年3月天智天皇崩御を筑紫へ使者を出して郭務悰に告げていることから進駐軍はずっと筑紫にいたと考えられます。この後672年5月郭務悰らが帰国すると、672年7月壬申の乱が起こります。

③このほか日本書紀』には、664年5月唐から派遣使郭務悰到着。665年9月劉徳高・百濟禰軍・郭務悰渡来(254人)。669年に郭務悰ら二千人の渡来。また2年後671年の2回目の二千人の渡来については、郭務悰担当の六百人と、送使沙宅孫登(百濟人)の千四百人と記述があります。

ここでは、戦勝国が敗戦国の首都に駐留し戦後処理をしています。

この場合の進駐軍は唐であり敗戦国は倭（首都は筑紫）であって、日本国（近畿）ではありませんでした。

このように倭国は敗戦国となり痛手を負いましたが、日本国はほとんど無傷と考えられます。このため663年（天智3年）「白村江」の敗戦の後倭国から徐々に主権が日本国に移り701年の日本国成立（大宝建元）とともに衰退していったと考えられます。

このこと（大宝建元）が倭国から見ると大化年号に当たるため大化の改新と呼ばれたのではないかと考えられます。此処でこそ公地公民制（全ての土地と人民は公）すなわち倭国の(九州)豪族の土地を天皇に帰属させることが出来た訳です。645年では不可能です。

ちなみに古事記には倭国、日本書紀には日本国表記しか出てきません。

はっきり国の表記が区別されています。倭書と日本書と言えるかもしれません。

それでは、倭国の最後の年で日本国の最初の年について調べてみましょう。

日本国の最初の年は、701年大宝律令の実施（大宝建元：確認されるただ一つの建元）で元号で云うと「大宝元年」です。これは年表を見ればすぐわかります。

倭国最後の年は、説明が必要です。まず年号について考えます。

各地の寺や神社、あるいは古文書などいろいろな記録に古代天皇家の正史である「日本書紀」にはない「年号」が見つかっています。これらの年号を記す資料としては「二中歴」「本朝皇代記」「和漢春秋曆」「建長寺年代記」「麗気記私抄」「王代年代記」「勝山記」「海東諸国紀」「宝光寺年代記」「和漢合運図」「和漢合符」「三国合運」「和漢年代記」「王代記」「年代記」「建仁年代記」「如是院年代記」「襲国偽僭考」「興福寺年代記」「続群書類従本『善光寺縁起』」など各種、多数あります。

たとえばその中の「襲国偽僭考」というものは、江戸末期の国学者「本居宣長」の弟子の「鶴峯戊申つるみねしげのぶ」という人物の著した書物で、その中にこれらの年号を列記している部分があり、彼はそれを「『九州年号』と題した古写本より引用したものである」旨の記述をしています。（しかしその古写本自体は現存していません）

本居宣長もとおりのりながは『三国志』の卑弥呼をもって、南九州の女酋とし、卑弥呼は近畿大和の神功皇后の名を“かたって”中国（魏）に朝貢した、と推論。

名称上の「ヤマト＝大和」と道里（道程）上の九州を折衷しようとした宣長は南九州の女酋（卑弥呼）が、「大和朝廷」を「偽僭」する存在として位置づけ、大和朝廷とは異なった他の別の王権を考えた。

鶴峯戊申つるみねしげのぶは、師の説を学びこの「熊襲偽僭説」に着目・執着して、それまでの国内・朝鮮の諸本を参考にして『襲国偽僭考』を著すに至った。『襲国偽僭考』は明治直前、1834年出版された。九州の南隅の別王朝（小王朝）の存在を明かすべく『襲国偽僭考』を著し、その中で「九州年号」の概念を導き出した。（その中で）今本文に引所は。九州年号に題したる古写本によるものなり。と鶴峯は書いています。

また、熊本県で江戸時代に学者が作ったものを集大成した『肥後国誌』や『久留米史料叢書第六集』（久留米藩が江戸時代（寛文年間）に領内の各神社等に、それぞれの由緒を書き出すようにと通達を出し、各神社等が来歴を書いた手紙、公式文書を収録したもの）などがあります。

以上のような各種の書物に出ている「年号」には、異なる系統の種類年号がいくつか確認され、やや混乱がありますが、整理すると五一七年の「継体」に始まり、七〇一年の「大宝」まで続きます。

「九州年号」が記載されている資料はかなり多数になりますが、中でも「二中歴」は現在「多元史論者」の多くが、もっとも「確からしい」とする資料であり、この中に出てくる「九州年号群」がもっとも原形を留めているらしいとされています。

この「二中歴」は平安時代の「算博士」「三善為康」（西暦一〇四九～一一三九年）という人が著したもので、「懐中歴」（十巻）と「掌中歴」（四巻）からなる「百科事典」のようなものです。この書は当時のインテリ階級の必携の書物でした。彼は西暦一一〇〇年に「正六位上」に叙されているようです。後の時代になり、この二つを併せて一つにし

たものが鎌倉時代に成立したもので「二中歴」という名称になったものです。なお、この時の「編者」は不明なようです。この「二中歴」のなかの「年代歴」と言うところに九州年号が多数書かれた部分があり、各資料を照らし合わせた結果、ここに書かれた「年号群」が一番「信頼性」が高いと考えられるようになりました。

九州年号の実用例については、以上のように、確認される史料として「神社」の「縁起録」や「大名家の覚え書き」など各種に亘り、またその地域が日本全国に存在することが調査の結果判明し、これが「九州」だけで使われた「私年号」であるとか、僧徒が創作した「偽年号」であるとかの主張には全く根拠がないことがわかってきました。

このことは「明らか」に「九州」に公権力があり、この「権力者」によりほぼ全国的に使用させていたものとするのが妥当であると考えられます。この年号を今「九州年号」と呼びます。さらに以下に代表的な使用例をあげてみます。

「大化」と「白鳳」、「白鳳」と「朱雀」、「朱鳥」年号、「命長」年号と善光寺如来「金光」年号と平家物語、「明要」年号と明要寺、「大長」年号、等があります。

九州年号は遠距離の使用例があります。「九州年号」についての「私年号」とか「偽年号」とかの疑いは「広範囲」あるいは「遠距離」の地点である程度「関係」の薄い別個の「資料」に記載されている場合は、「偽年号」批判が不当なものであることが証明されることとなる訳ですが、実際にどのような例があるか一部を挙げてみます。

①「金光」（元年干支は「庚寅」）年号について

福岡県の「英彦山」に伝わる「修験道資料」に伝えられている「彦山流記」

「金光七年丙申歳敏達天皇御宇也」

愛媛県の「伊予三島神社」に伝わる「伊予三島縁起」

「金光三壬辰扶桑州蝦蟇州流泉州高麗国軍破彼氏子敵亡」

群馬県佐波郡の「角淵八幡神社」の「角淵八幡宮縁起」

「金光庚寅年社秋三五日（後略）」

②「喜楽」（元年干支は「壬申」）年号について

山口県山口市大内御堀 南明山乗福寺の寺社證文

「善光寺如来渡給（中略）欽明天王御治天貴樂元年奉渡者也」

福島県河沼郡会津坂下町 恵隆寺 會津舊事雜考

「邑山上且有塚昔經納經藏云或為喜樂元年欽明天皇十三年壬申」

福岡県三井郡東鯉坂両村 社方開基文書

「欽明天王之御宇貴樂式年若宮大菩薩建立」

以上は、ほんの一部ですが、いずれも「地理的環境」が遠距離であって、且つ「相互」の資料に関連がないと考えられるものです。このように多岐に亘る使用例が確認されており、「私年号」「偽年号」などという言い方には「根拠」がないことがわかってきました。

以上の結果、倭国最後の年は、「二中歴」によりますと「大化六年（700年）」となっています。これにより701年大宝律令の実施は、日本国では「大宝元年：建元 文武天皇5年3月21日（ユリウス暦701年5月3日）」となり、倭国では「大化六年の翌年」となります。なお大化は695～700年まで6年続いた事になっています。

郡評論争が決着したとき、坂本太郎氏が、「評」という名称が使われていた事はわかったが、なぜ日本書紀は、大化改新から、「評」を「郡」とわざわざ書き換えたのかわからない。と言ったそうですが、それは今考えると「古事記・日本書紀は」日本国の前に倭国があったことを消し去る事により、ずっと前から近畿天皇家はあったと云いたかったのではないのでしょうか。それと、壬申の乱における天武の正当性を訴えております。

その原因・動機については、中国がいわゆる北朝(鮮卑族)の隋・唐によって統一されたいま、それまで主流だった南朝（漢族）系列の魏・西晋や宋・齊・梁・陳と国交してきた倭国が衰退し、さらに非主流となった呉音を使う文化自体も衰退・蔑まれる状況でした。

実際、隋・唐では、南朝の呉音は消滅しており、漢音でなければ話が通じない状況にありましたので、日本国は史書に南朝（漢族）と国交してきた前王朝のことを胸をはって書くことができなかつたのではないかと考えられます。また親唐国としての日本国の立場を示すためにも「古事記・日本書紀に」南朝（漢族）系列に朝貢した卑弥呼や倭の五王などのことを書かなかつたと考えられます。以下で説明します。

この時期、中国では「隋・唐」による統一で、漢文化の担い手が交代しました。それは北方異民族の五胡は、西晋を倒してから(316年)、十六国時代の100年余華北で相争い、これを鮮卑族の北魏が統一します(439年)。《北魏、西魏・東魏、北周・北齊の鮮卑族の皇室》は150年間華北を支配し、隋が全土を統一してからは(589年)、《同じ鮮卑族から出た隋・唐の皇室》が300年以上中国全土を支配します(907年まで)。つまり、《鮮卑族の皇室》が、450年のもの間、中国を支配しました。一般には、隋が華北から出たことは知られていますが、北魏も、西魏・東魏も、北周・北齊も、隋も唐も、その皇室はみんな鮮卑族だというのは、余り知られておりません。

### 漢文化の担い手の交代

さて、五胡の内の一民族に過ぎない鮮卑が、何でここまでの大仕事が出来たのか。その原動力は、一体どこにあったのでしょうか、一言で言えば、徹底した《漢化政策》と、《民族間の通婚政策》であったろうと思います。北魏の凄いのは、自分たちの鮮卑語を捨てて、宮廷で中国語以外を話すことを法律で禁止してしまった。五胡はそれぞれ独自の《言語》を持っていた。が、《文字》は持っていませんでした。

だから、《五胡》と《文化の進んだ漢民族》の全てを併せ支配するには、《中国語と漢字》を採用するという選択肢しかなかったろうと考えられますが。その上に鮮卑は、遊牧民の特徴であった筒袖も禁止して漢服を着用させ、部族それぞれの習俗も捨てさせ。そして、《通婚を進める》ため、《同姓間の結婚》を法律で禁止します。この《鮮卑の政策》があったればこそ、《華北の言語・習俗の異なる五胡》を融合することが出来、《華南の漢民族》をも呑み込んでしまうことが出来たと考えられるのです。

●「隋・唐による全土の統一とは、五胡と漢民族の混血による新しい漢民族の国家の誕生を意味します。」この《担い手が交代した》という処に《カギ》があります。中国の歴史をお話したのはそのため、華北の鮮卑ほかの北方異民族は、《中国語》を学び取って自分のものにしました。《漢字》も、《文法》も、自分のものにしました。

しかし、どうしても真似することの出来なかったものがあります、《発音》です。

日本の江戸っ子が、「火消し」を「し消し」と発音して、自分では「ひ消し」と言ったつもりでいるようなもの、東北地方で「す」と発音して、本人は「し」と言ったつもりでいるようなものです。

北方の異民族は、漢民族の(マン、マク、ミ、ム)を真似して、その通りに発音しているつもりでいるのに、(バン、バク、ビ、ブ)になってしまう。それに、音博士の先生や、唐からやって来た人たちは、日本語の(ま、み、む、め、も)を発音出来ない。たとえば「たまご」は「タバコ」となってしまう。どうしても、(ば、び、ぶ、べ、ぼ)になってしまう。

《隋・唐代までに形成された漢音による中国語を母国語とする混血民族》、すなわち、《ここで生まれた新しい漢民族》の持って生まれた発音習慣なので、これが、《m音からb音への非鼻音化》現象であり、《g音からk音への濁音の清音化》現象なのです。

持って生まれた《発音の癖》、これだけはどうしても抜け切れなかった。だから、《日本人が呉音として学び取った音韻》の大元の音韻とは《漢民族の音韻体系》であり、《漢音》とは《北方異民族がこれを真似たときの音韻体系》だったと考えられるのです。

日本人は呉音と漢音のどちらも発音できます、この結果「日本語、すなわち倭語に、m音とb音を言い換えた言葉が同居するという事(現象)になりました」(次ページ参考)

日本が繁栄する強大な国家・唐と出会い、その文化に圧倒されると、日本にどういうことが起きるのか。漢音を学ばない限り、もう新生中国唐と接することは出来ないし、日本で出世することも出来ない。となれば、《日本の最上層部》、《権力と文化の最先端》にいる人たちにとって、呉音はもう古臭いものでしかなくなってくる。(バン、バク、ビ、ブ)としゃべっているうちに、(マン、マク、ミ、ム)の発音はどうにも田舎臭く思えて来る。

それに、音博士の先生や、唐からやって来た人たちは、日本語の(ま、み、む、め、も)を発音出来ない。どうしても、(ば、び、ぶ、べ、ぼ)になってしまう。それを真似して、日本語の(ま、み、む、め、も)を、(ば、び、ぶ、べ、ぼ)に変えてしゃべってみる洒落者が現れる。そういう人間がいつの時代にもいるもので、そしてそれがまた新鮮で、おしゃ

れに聞こえて、結構、受けた。受けなきゃあ、そうでなければ、(すめろぎ、すめらぎ、すめらみこと)までが、(すべろぎ、すべらぎ、すべらみこと)になったりはしません。

これは《神聖なる至上、天皇の呼び名》なのですから。そんなこんなで、《日本語の m 音を b 音に言い換える》のが流行になって来る。社会の最上層部でのこの流行は、やがて、社会の末端にまで浸透する。そして、この風潮は、奈良、平安、鎌倉と中世まで続き、《日本語の一パターン》として定着したと考えられます。《日本語、すなわち倭語に、m 音と b 音を言い換えた言葉が同居する》という現象です。

次に日常的に使用されている例を示します。

例：《呉音の m 音が、漢音だと b 音に替る漢字》

呉音 漢音 呉音 漢音

(万) マンバン 万年、万歳

(幕) マクバク 天幕、幕府

(美) ミビ 美濃、美人

(眉) ミビ 眉間、白眉

(微) ミビ 微塵、顕微鏡

(武) ムブ 武蔵、武士

(無) ムブ 無罪、無礼

(母) モボ 雲母、父母

(木) モクボク 木目、木刀

(目) モクボク 耳目、面目

例：《濁音の清音化現象》

呉音の濁音が、漢音では清音になる

呉音 漢音 呉音 漢音

(河) ガカ 大河、河川

(伎) ギキ 伎学、歌舞伎

(神) ジンシン 神武、神仏

(臣) ジンシン 大臣、臣下

(大) ダイタイ 大学、大變

(台) ダイタイ 台所、台湾

(代) ダイタイ 代理、交代

(治) チチ 明治、統治

(土) ドト 土台、土地

(敗) バイハイ 成敗、敗北

例：呉音にはもう一つの鼻音、《n 音》があり、これが漢音では破裂音の《d 音》になる。

呉音 漢音 呉音 漢音

(内) ナイダイ 内外、内裏

(男) ナンダン 長男、男女

(耳) ニチ 眼耳鼻、耳鼻咽喉科

(児) ニチ 小児、児童

(辱) ニクチョク 忍辱、恥辱

(若) ニャクチャク 老若、若年(女) ニョ

チョ 信女、男女

(人) ニンチン 人間、人事

(刃) ニンチン 刃傷、凶刃

(奴) ヌド 奴婢、奴隸

(怒) ヌド 憤怒、怒号

● 一方、生活レベル、民衆レベル、仏教界では一旦浸透した呉音がそのまま残り、呉音・漢音が並存して現在に至っています。呉音・漢音がどの位の割合で残っているかは計算のしようもありませんが、呉音の方が多いとも言われています。

ここまで呉音が浸透しているということは、その後の遣隋使・遣唐使の派遣による漢音での交流を考えれば、歴史にこそ残されていませんが、南朝との間にもそれに劣らぬ《呉音での交流》があったと見なければなりません。

次に、天武天皇の考え方と日本国の立ち位置（忖度）について、古事記序文より考えます。

上記において、記紀は壬申の乱における天武の正当性を訴えていると書きましたが、この壬申の乱について、日本書紀の中ではしかたなく挙兵したことになっていますが、古事記序文においては、自ら「天業を継ぐことを決心」され挙兵したことになっています。

原文：暨飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世 潜龍體元 [拵]雷應期 聞夢歌而相纂業  
投夜水而知承基 然 天時未臻 蟬蛻於南山 人事共給 虎歩於東國

飛鳥の浄御原宮で大八島国を御統治になった天武天皇の御世に至って、大海人皇子は皇太子ながら、すでに天子としての徳を備えられ、好機に乗じて行動されました。夢の中で歌を聞き、天業を継ぐことを決心され、夜半に横河で天に黒雲の広がるのを見て、やがて皇位を継承されることをお知りになった。然しながら、天運まだ到来するに至らず、出家して吉野山にこもり、やがて味方の軍勢が備わってきたので、東国に威風堂々と進軍されました。（通説では、人事共に備わりてと読んでいます。）

しかしこの、「人事共給」の給は、たまわるとしか読めません。

解説：きゅう 【給】 キュウ（キフ） たまう・たまわる

1.物が十分足りる。足りるようにする。

「給足・給水・自給・供給・補給」

2.目上から、目下に与える。たまわる。 転じて、一般に供給する。

「給付・給米・給与・給恤(きゅうじゅつ)・給料・給金・給電・給油・給費・支給・配給・需給」

●このため「じんじともにたまわりて」人事共に賜りてと読む以外に考えられません。

「白村江」の敗戦後に唐軍が九州に進駐していた日本書紀の関連記述の中で、672年3月天智天皇崩御を筑紫へ使者を出して郭務悰に告げていることから進駐軍はずっと筑紫にいたと考えられます。この後672年5月郭務悰らが帰国すると、672年7月壬申の乱が起こります。どうも唐と九州王朝の内諾・支援を受けての乱（人事共に賜りて、政権内のクーデター）ではないかとの疑問が出てきます。

次に、史書を作成するにあたっての天武天皇の考え方については、

原文：於是天皇詔之 朕聞 諸家之所モタル[]帝紀及本辭 既違正實 多加虚偽 當今之時不改其失 未經幾年其旨欲滅 斯乃 邦家之經緯 王化之鴻基焉 故惟 撰録帝紀 討覈舊辭 削偽定實 欲流後葉

（史書を作成するにあたって）そこで天皇がこのように仰せになりました。「私の聞くとところによれば、諸氏族に伝わっている帝紀および本辞には、すでに真実と違い、虚偽を加えたものがはなはだ多いとのことである。そうだとすると、今この時に、その誤りを改めておかないと、今後幾年もたたないうちに、その本旨は失われてしまうだろう。この帝紀

と本辞は、国家組織の原理を示すものであり、天皇政治の基本となるものである。それ故、正しい帝紀を撰んで記し、旧辞をよく検討して、偽りを削除し、正しいものを定めて、後世に伝えようと思う」と仰せになりました。（通説では、間違い箇所を訂正する事。）

削偽定實 ここで天武天皇が云う偽りと実とは、史書を編纂する上での社会情勢や中国を中心としたアジアの情勢を考えると偽りとは、滅ぼされた南朝（漢族）系列の魏・西普や宋・齊・梁・陳であり、実とは、現在の王朝の北朝（鮮卑族）の隋・唐を指すと考えられます。さらに非主流となった呉音を使う文化自体も衰退・蔑まれていったため、日本国は史書に南朝（漢族）と国交してきた前王朝のことを胸をはって書くことができなかつたのではないかと考えられます。また親唐国の態度（忖度）を示すためにも「古事記・日本書紀に」南朝（漢族）系列に朝貢した卑弥呼や倭の五王などのことを書かなかつたと考えられます。実際、隋・唐では、南朝の呉音は消滅しており、漢音でなければ話が通じない状況にありました。以上天武天皇の考えについて推察しました。

また前述した、九州年号については、二中歴、年代暦（付西暦年数）をみますと、517年～700年の間継続していますが、机上で創作された偽年号とは思えません。

それはもし創作されたのなら第一代神武天皇から開始しても良さそうなものですが、このような中途半端な時期から、年号が開始されています。

最初の年号は、 継体 五 元丁酉 五一七～五二一 となっています。

これは中国で云うと、梁「（りょう、502年－557年）中国の南北朝時代に江南に存在した王朝」の時代です。

この時期に「梁」の冊封体制から開放状態になったものと考えられます。

これは古田武彦氏によりますと、「齊」の武将が、「齊の天子」を廃止して自分が天子になろうとしたため倭国は、それに賛成しなかつた。

このため「齊」は、倭国と国交を断つた。これにより「齊」の年号は使えない事になりますので、自国年号を創設したと言われています。

二中歴には、自国年号開始の前39年間は、無年号だつたと書かれています。

ですからこの倭国王朝は、478年（＝517年－39年）からあつた事が確認できます。

（隅田八幡宮人物画像鏡の銘文（永井正範）古代史/九州王朝の講座より）

そして最後の年号は、大化 六 乙未 六九五～七〇〇 となっています。

言いかえれば、大宝元年は大化七年(三月二十一日まで)ですから、この大宝元年の一大変革は、文字通り「大化の改新」と呼ばれたはずで、九州年号による呼称だつたわけです。

『日本書紀』は七〇一年に発布された大宝律令を正当化するために五〇年遡つた時点に同様の内容をもつ「改新の詔」を記載することによって「天智帝、天武帝もご承認された詔である」ということにしたと考えられます。（了）

## 資料編

### ①『二中歴』について

『二中歴』（にちゅうれき）は、鎌倉時代初期に成立したとされる事典である。

その内容は、平安時代後期に成立した「掌中歴（しょうちゅうれき）」と「懷中歴（かいちゅうれき）」の内容をあわせて編集したものとされている。現代では「掌中歴」の一部が現存するのみとなっており、二中歴がこれらの存在を知る手がかりとなっている。

掌中歴と懷中歴は三善為康（1049-1139）の手による、平安時代後期のものと推定されているが、二中歴の編纂が誰によるものであるかは不明である。現代には尊経閣文庫本と呼ばれる、加賀・前田家に伝わる古写本が残されているのみで、これは鎌倉時代後期から室町時代にかけての、後醍醐天皇のころに作られたと考えられている。「掌中歴」の序文には源為憲『口遊』の内容が充分でないので新たに編纂したと記されている。

尊経閣文庫本には順徳天皇の御代に編纂されたとあり、1210年-1221年頃の成立であると考えられている。

### 構成

- 第一：神代人代 后宮 女院 公卿 侍中
- 第二：年代 儒職 官局 都督 廷尉 循吏 酷吏 諸司 祭主
- 第三：仏聖 大仏 造仏 教法 仏具 法用 祖師
- 第四：僧職 座主 僧数 法場
- 第五：乾象 方隅 八卦 属星 歳時 年齒 行年 閏月 日計
- 第六：坤儀 関路 諸国 請印
- 第七：官職 官名 叙位 除目 年官 公文 計
- 第八：儀式 礼儀 勅使 供膳 産所 宝貨 畜産 刑法 鑑誠
- 第九：医方 呪術 怪異 種族 姓尸 名字
- 第十：京兆 宮城 隣閭 名家 当任 諸国
- 第十一：経史 倭書
- 第十二：詩人 登省 倭歌 詩草 切韻 書詩 書体 訳言
- 第十三：芸能 一能 博棋 名人 名物 十列

### 古代年号の記述

日本で最初の年号は645年の大化であるというのが通説であるが、『二中歴』第二の年代歴にはこれより古い年号の記述がある。これらの元号は単なる言い伝えであり、実際には存在しなかったとも読める記述も同時に見られるが、日本各地の古い寺院や神社などで由緒を説明するのに用いられたりしている。古代の元号が存在したかどうかは議論が続いている。出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

『口遊』（くちずさみ）とは、平安時代中期に編纂された児童向けの学習教養書。全一卷。源為憲の作。ただし書名は「くちずさび」と読んだかともいう。

②『二中歴』年代暦について

現存する唯一の古写本は尊経閣文庫本（全十三帖。以下、古写本と呼ぶ）で、写本成立時期は後醍醐天皇の頃とされるが、その後室町時代まで数次にわたり書き継がれた跡がある。

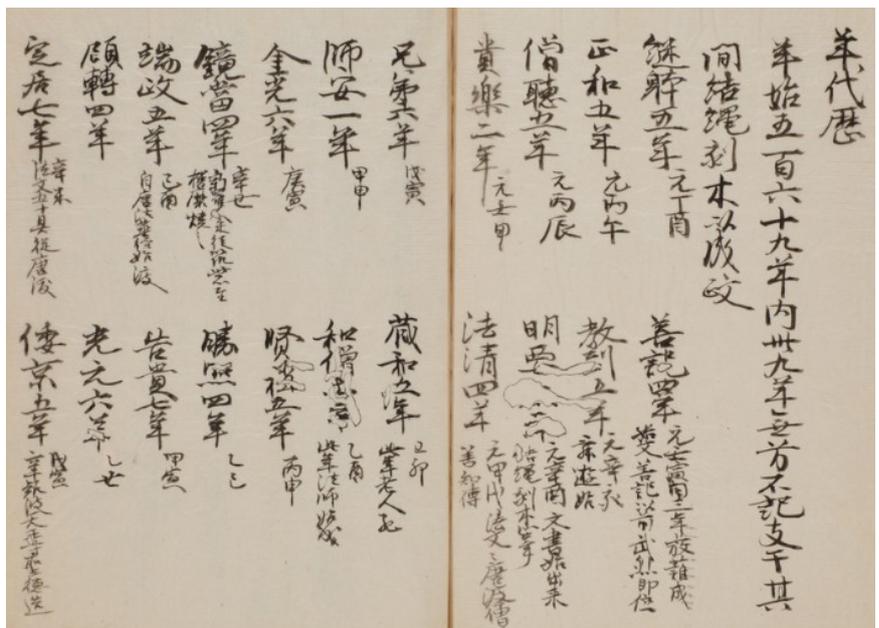
その他の写本は全てこの尊経閣文庫本を元本としたもので、いわば天下の稀覯本である。



問題の九州年号は第二帖最初にある「年代歴」冒頭に記されている。

継体（元年は五一七年丁酉、継体天皇十一年に当たる）から大化（元年は六九五年乙未、持統九年に当たる）までの三十一個の年号がそれである。

（右の写真は、東京国立博物館デジタルライブラリーより/二中歴：第二の年代暦を参照しました。）

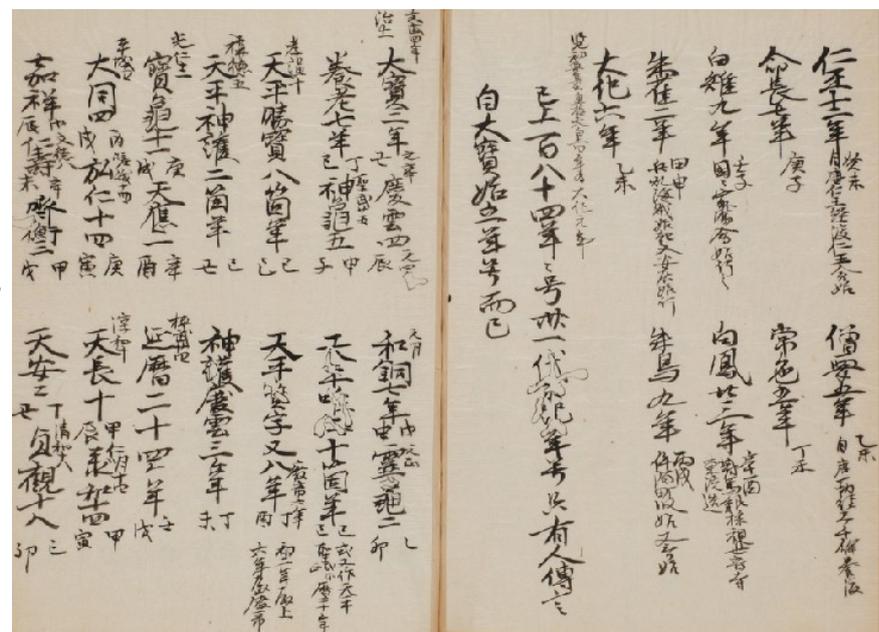


そしてそれら年号群の末尾に次の文が記されている。

「已上百八十四年々号卅一代〔虫食いによる欠字〕年号只有人傳言自大寶始立年号而已」

解釈：この文は、「以上百八十四年、年号三十一代、年号は記さず。只、人の伝えて言う有り『大寶（大宝）より始めて年号を立つのみ』」と読み下すべきものと考えられます。

つまり、年号は一八四年間三十一代にわたり使用継続してきたが（事情があり）今はそれを記さない、しかし、「大寶（大宝）」から始まったと言うのは言い伝えに過ぎない（以前からあったのだ）と言っているのです。



③二中歴

年代曆 (付西曆年数)

年始五百六十九年内廿九年無号不記支干其  
間結繩刻木以成政

**繼体 五 元丁酉 五一七~五二一**

正和 五 元丙午 五二六~五三〇

僧聽 五 元丙辰 五三六~五四〇

貴樂 二 元壬申 五五二~五五三

兄弟 六 戊寅 五五八~五五八

師安 一 甲申 五六四~五六四

金光 六 庚寅 五七〇~五七五

鏡當 四 辛丑 五八一~五八四  
(新羅人來從筑紫至播磨燒之)

端政 五 己酉 五八九~五九三  
(自唐法華經始渡)

願轉 四 辛酉 六〇一~六〇四

定居 七 辛未 六一一~六一七  
(注文五十具從唐渡)

仁王 十二 癸未 六二三~六三四  
(自唐仁王經渡仁王會始)

命長 七 庚子 六四〇~六四六

白雉 九 壬子 六五二~六六〇  
(国々最勝會始行之)

朱雀 二 甲申 六八四~六八五  
(兵乱海賊始起又安居始行)

**大化 六 乙未 六九五~七〇〇**

覽初要集云皇極天皇四年為大化元年

善記 四 元壬寅 五二二~五二五  
(同三年癸誰成始文善記以前武烈即位)

教倒 五 元辛亥 五三一~五三五  
(舞遊始)

明要 十一 元辛酉 五四一~五五一  
(文書始出來結繩刻木止了)

法清 四 元甲戌 五五四~五五七  
(法文 // 唐渡僧善知傳)

藏和 五 己卯 五五九~五六三  
(此年老人死)

和僧 五 乙酉 五六五~五六九  
(此年法師始成)

賢稱 五 丙申 五七六~五八〇

勝照 四 乙巳 五八五~五八八

告貴 七 甲寅 五九四~六〇〇

光元 六 乙丑 六〇五~六一〇

倭京 五 戊寅 六一八~六二二  
(二年難波天王寺聖德造)

僧要 五 乙未 六三五~六三九  
(自唐一切經三千余卷渡)

常色 五 丁未 六四七~六五一

白鳳 二三 辛酉 六六一~六八三  
(對馬採銀觀世音寺東院造)

朱鳥 九 丙戌 六八六~六九四  
(仟陌町收始又方始)

已上百八十四年々号世一代 (不) 記年号只人傳言  
自大宝始立年号而已

翻刻追文 飯田滿磨  
監修校訂 古賀達也  
平成十四年五月二二日

④九州年号の使用例（一部）

年号	内容（特記）	搭載史料と成立年代	原典と成立年代	伝承場所
善記	人王二十七代継体天皇御宇善記元壬寅歳法雲宝唱来朝之時持来大戸道之宝殿籠置			防長寺社由来 一七一六 山口県熊手郡熊手町呼坂 熊手神社
正和	像神社正和二年正月九日ノ事書の条(一三一三年の可能性もあり)			肥前古跡縁起 一六六五 福岡県宗像郡怒山村 帝見寺
教倒	彦山、豊州二在り。教到年中藤原恒雄之ヲ修造ス			筑後地鑑 一六八一 大分県英彦山
僧聴	欽明天皇位に即給ひて…神明に顕給ふ、大宮司の補任帳には僧聴三年共云り			防長風土注進庵 一七二八 八幡大菩薩御縁起 山口県阿武郡阿東町嘉年上 森山八幡宮
明要	欽明天皇御宇百済国在云童男行者得邇尊者…明要元年辛酉三月三日始開山岳造仏閣			丹生山明要寺文書 一五〇三 兵庫県神戸市 明要寺
法清	欽明天皇法清元年御宇十五年也随当宮古年代記			伊佐須美神社年代記 一五二〇？ 福島県大沼郡会津 高田町 伊佐須美神社
蔵和	欽明天皇蔵和元年御宇二十一年也随古年代記			(二十年・一年ズレか) 伊佐須美神社編年史 明治三十三年 伊佐須美神社年代記 一五二〇？ 福島県大沼郡 伊佐須美神社
師安	留十悪修十善故天下安穩也仍年號名師安元年 續群書類従 卷八一四			善光寺縁起第二 一三七〇 長野県長野市 善光寺
金光	此如来欽明天皇の御宇に…常に金色の光を放たせ給ふによりて年号をは金光と号			平家物語 岩波古典 覚一本 (善光寺炎上) 一三六八 長野県長野市 善光寺
賢称	季号賢称丁酉とかやの時唐百済国に…琳中皇帝…和国に渡らんと			(賢稱二年か) 防長寺社由来 一七一六 崎所大明神縁起 山口県玖珂郡美和町阿賀 崎所大明神
鏡當	五ヵ年を期し鏡常辛丑之季七月下旬琳聖太子防浜に来朝し給ふ			(辛丑は元年) 防長寺社由来 一七一六 崎所大明神縁 山口県玖珂郡美和町阿賀 崎所大明神
命長	(役小角)七歳時命長元年庚子母寂時			會津正統記 一六八八 本朝之大祖之巻 福島県会津
常色	常色二戊申日本国御巡歴給			修験道資料集Ⅱ 昭和五十九年 伊予三嶋縁起 一五三六？ 愛媛県越智郡大三島町 大山祇神社
白雉	大化六庚戌武基より白雉を禁庭へ献上嘉祥の年号として白雉と改元			防長風土注進案 一七二八 明王山広福 寺縁起 山口県宇部市中山 明王山広福寺
白鳳	天智天皇…同白鳳元年辛酉異国渡同亡			修験道史料集Ⅱ 昭和五十九年 伊予三嶋縁起 一五三六以前 愛媛県 越智郡大三島町
未雀	未雀一一年良永が道場坊第二代となる			宝満宮年譜 井本家記録 福岡県三池郡間村新開
朱鳥	朱鳥元年天武天皇より奉幣ありて			全国神社名鑑 一九七七 住吉大社社伝 大阪府大阪市住吉区
大化	大化二年久自国造物部氏の族立野鎮斎			茨城県神社誌 立野神社社伝 茨城県那珂郡緒川村漢音